

国民健康保険

保険証がカードになります

現在の国民健康保険被保険者証は9月30日で期限切れとなります。このため、10月の被保険者証の斉更新から、これまでの世帯単位の被保険者証を個人単位（カード）の被保険者証に切り替えます。

9月中旬に世帯主宛てに、ご家族の被保険者証を配達記録郵便で送付します。1週間ほどかかりますので、ご了承ください。

※個人単位のカード保険証に変更するため、**学・遠**の被保険者証は発行しません。

※被保険者証は住民票の住所（＝居住地）に送付します。「転送不要」としていただきますので、一時転居している場合などは届かない場合があります。その場合は市役所保険年金課窓口で交付します。



▲ 1人1枚のカードになります。

保険税を滞納すると

短期被保険者証を発行します

特別の事情がなく保険税を納期限から1年以上滞納した場合、短期被保険者証（有効期間6か月）を発行する場合があります。さらに滞納が続いた場合は、保険証を返還していたとき被保険者資格証明書に切り替える場合があります。

短期被保険者証の交付に該当している方には、納税をお願いする文書を送付しています。納税が困難な方はご相談ください。

健康保険制度は加入者の皆さんの助け合いという相互扶助の精神により成り立っています。納め忘れや納め漏れのないようお願いいたします。

保険税・一部負担金の減免制度

災害などにより資産に重大な損害を受け、生活が困難と認められるときや、事業または業務の廃止、失業などにより収入が皆無または著しく減少し一時的に生活が困難と認められるときは、保険税の減免や医療費の一部負担金の減免・徴収猶予制度が受けられます。所得の確認や証明が必要ですので、保険年金課へご相談ください。

問合せ 保険年金課保険係

1人でも多くの人の命を助けるため...

市役所に

AED（自動体外式除細動器）

を設置しました

「心臓突然死」の多くは不整脈によって引き起こされているといわれています。不整脈を起こした方を救うためには、一刻も早く電気ショックによる除細動を与えて、心臓の動きを元に戻さなければなりません。この治療を行う機器がAEDです。AEDは、平成16年7月から、医師や看護師だけでなく、一般市民の方も使用できるようになりました。

市では、AEDを市役所1階ロビーに設置しました。また、安全確実にAEDを使用できるよう、職員を対象に講習会を行いました。

問合せ 契約管財課管財係



衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日 9月11日(日)午前7時～午後8時

衆議院議員選挙が8月30日に公示され、9月11日に投票が行われます。これは、衆議院の解散に伴うもので、同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われます。

羽村市で投票できる方

羽村市で投票できる方は、次の条件に該当する方です。

- ・投票日に満20歳になっている日本国民
- ・羽村市の選挙人名簿に登録されている方
- 今回の選挙では次の条件に該当する方を、新たに選挙人名簿に登録します。

○8月29日選挙時登録

①昭和60年9月12日までに生まれた方

②平成17年5月29日までに転入届出をされた方

○9月2日定時登録

①昭和60年9月2日までに生まれた方

②平成17年6月1日までに転入届出をされた方

■羽村市内で転居した方：8月24日以降に転居届を出した方は、転居前の投票所で投票してください。

羽村市内で投票できない方

■平成17年6月2日以降に羽村市に転入届出をされた方：羽村市の選挙人名簿に登録されませんので、羽村市では投票することはできません。前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、その投票所で投票することができます。

■羽村市から転出した方：転出して4か月を経過

すると羽村市の選挙人名簿から抹消されますので、羽村市では投票することができません。

■次の両方に該当する方は羽村市で投票できません

- ①投票日(期日前投票を含む)当日、羽村市の選挙人名簿に登録のある方
- ②転出先の区市町村の選挙人名簿に登録されていない方

期日前投票

投票日当日、仕事や用事などで投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

期間 8月31日(水)から9月10日(土)までの毎日(国民審査は、9月4日(日)から。9月2日の定時登録で新たに登録される方は9月2日(金)から。)

時間 午前8時30分～午後8時

会場 市役所2階203会議室

持ち物 入場整理券(8月30日の公示日以降、各有権者にはがきで郵送します。)

入院中・障害のある方など

入院中の方などが施設内で投票したり、重度の障害がある方などが自宅で投票できる制度があります。それぞれ要件や範囲がありますので詳しくはお問い合わせください。

問合せ 選挙管理委員会事務局

動物愛護ウィークイベント ぼくらはみんな生きている ～動物福祉って何だろう?～

9月20日(火)～26日(月)は
動物愛護週間



ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

(動物の愛護および管理に関する法第4条)

国民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、動物愛護週間が定められています。

ボランティアとして動物公園で活動している帝京科学大 学理工学部アニマルサイエンス学科の皆さんの協力により、動物愛護ウィークにちなんでイベントが行われます。

人間とペットや家畜などとの関わりについてのビデオや紙芝居を使ったお話、Q&Aコーナー、学生たちによるガイドツアーやチャリティーコーナーなど、楽しく遊べるイベントです。ぜひ、お気軽にお越しください。

日時 9月23日(金)午前9時～午後4時30分

会場 動物公園

参加費 無料

問合せ 動物公園 ☎579-4041



**使用料等審議会
中間答申**

「生涯学習施設（仮称）西棟使用料の設定」
「羽村市使用料等審議会」は、公共施設使用料の適正化、負担の公平化について審議するために設置されました。
同審議会では、生涯学習施設（仮称）西棟使用料の設定についての審議が行われ、「大小ホールや学習室などの使用料は、近隣自治体の平均値などを基準に設定することが適当である」という答申が市長に提出されました。
市では、この答申を受けて、生涯学習施設（仮称）西棟使用料についての条例制定案を9月議会に上程する予定です。

問合せ 財政課財政担当
※答申は、市役所市政情報コーナー、市役所財政課、市ホームページでご覧いただけます。

市民が参加した審議会などの話し合いの場を広げます

**市民参画と協働の仕組みづくり懇談会
提言**

「市民と行政が協働したまちづくりに向けて」
「羽村市市民参画と協働の仕組みづくり懇談会」は、住みよい、活力あるまちづくりのための市民参画や市民と行政のしくみづくりについて市長に提言するため、平成16年11月に設置されました。

8月2日に、同懇談会から「行政への市民参画や行政との協働を推進していくにあたって「はむら」らしいあらたなしくみづくりについての提言」が、市長に提出されました。

市ではこの提言を参考として、今後の市民参画や協働のしくみづくりを進めていきます。

問合せ 広域・協働推進課広域・協働担当



※提言は、市役所市政情報コーナー・市役所広域・協働推進課・市ホームページでご覧いただけます。



皆さんの調査へのご協力が、将来の日本の福祉や雇用、防災対策に役立てられます。国勢調査にご理解・ご協力をお願いします。今回の国勢調査ニュースは、調査方法についてです。

調査はどうやって行われるの？

9月中旬から10月中旬にかけて国勢調査員が、皆さんのお宅に調査票の配布と回収に伺います。回収した調査票は、次の経路を経て、国で集計されます。

各世帯 ⇒ 国勢調査員 ⇒ 国勢調査指導員 ⇒ 羽村市 ⇒ 東京都 ⇒ 総務省

※国勢調査員は、市町村長の推薦に基づいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員で、「国勢調査員証」を携帯しています。

■ 調査票の配布と回収の流れ ■

9月中旬	調査票配布	国勢調査員が全世帯を訪問します。1枚につき世帯員4人分の記入ができます。5人以上の世帯の場合は複数枚お受け取りください。調査票と一緒にお配りする「調査票の記入のしかた」を参考に、10月1日現在の状況を調査票に記入してください。
10月中旬	調査票回収	国勢調査員が再び各世帯に訪問して調査票を回収します。

どんなことを調べるの？

- 全部で17項目あります。
- 世帯員に関する事項（氏名および男女の別・世帯主との続柄・出生年月日・配偶の関係・国籍・就業状態など）
- 世帯に関する事項（世帯員の数・住居の種類・住宅の建て方・住宅の床面積など）

問合せ 庶務課庶務係

**国勢調査ニュース
NO.3**

10月1日、市内に住むすべての方を対象に国勢調査が行われます。

9月10日は下水道の日

下水道いつか私にもどる水

市では、「快適で便利な都市施設の充実」を目指して、下水道整備を進めています。市内で水洗化している世帯は、平成16年度末現在で全体の99%となっています。水洗化の促進と適正な排水設備の維持管理にご協力をお願いします。

下水道使用上の注意

廃棄物を下水道管に入れない

ガソリン・石油などは、気化して爆発するなどの事故の原因になります。野菜くず・調理用油・紙おむつ・ビール製品などは下水道管を詰まらせる原因となります。汚水管に雨水を流さない

羽村市の公共下水道は、汚水と雨水を別々の管で集め処理します。

家庭から排出される汚水は、どのルートを通して水再生センター（処理場）に行くか、知っていますか？



雨水を汚水まですに流したり、汚水まですを改造して庭などにたまる雨水を流すと、汚水管や終末処理場の汚水があふれ、衛生上の問題を発生させます。雨水管に雑排水などを流さない

雨水は、雨水管から直接多摩川に放流されるようになっていきます。道路上での車の洗車や道路側溝へ油などを不法投棄すると、多摩川の水質汚濁を招きます。飲食店などは阻集器を清掃する

阻集器は、定期的に清掃しないと十分な働きをしません。こまめに清掃をしてください。阻集器から出た汚泥、廃油の残りは、産業廃棄物として適正に処理してください。

事業所排水の水質規制

良好な水環境を維持するためには、有害物質の流出防止、排水の水質改善などが必要です。工場、事業所が公共下水道を使用する場合には、必要な届け出をしたうえで水質規制を守ってください。

雨水浸透施設設置費助成について

市では、毎年、雨水浸透施設を設置した方に設置費を助成していますが、今年度は申請が予算額に達したため、助成を終了しました。なお、平成18年度も雨水浸透施設設置費の助成を行う予定です。

問合せ 下水道課工務管理係

中学校で使う教科書が 決まりました

教育委員会では、平成18年度から市立中学校で使用する教科書を次のとおり採択しました。※教科書によっては、一貫した指導のため、今年度の教科書を再び使用する場合があります。

問合せ 指導室指導係

科目	教科書	出版社
国語	現代の国語	三省堂
書写	現代の書写	三省堂
地理	社会科 中学生の地理 世界のなかの日本 初訂版	帝国書院
歴史	わたしたちの中学社会 歴史的分野	日本書籍新社
公民	新中学校 公民 改訂版 日本の社会と世界	清水書院
地図	新編 中学校社会科地図 初訂版	帝国書院
数学	新版 中学校数学	大日本図書
理一	新編 新しい科学 1分野	東京書籍
科目	教科書	出版社
理二	新編 新しい科学 2分野	東京書籍
音楽	中学生の音楽	教育芸術社
器楽	中学生の器楽	教育芸術社
美術	美術	日本文教出版
保体	新・中学保健体育	学習研究社
技術	新編 新しい技術・家庭 技術分野	東京書籍
家庭	新編 新しい技術・家庭 家庭分野	東京書籍
英語	TOTAL ENGLISH	学校図書